

霧島市条例第40号

令和2年12月2日

霧島市地域経済牽引事業の促進による地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重 真一

霧島市地域経済牽引事業の促進による地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

霧島市地域経済牽引事業の促進による地域における固定資産税の特別措置に関する条例（平成20年霧島市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条中「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。